

## 一般事業主 行動計画

社員がその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 5年 11月 1日～令和 10年 10月 31日までの 5年間

2. 内容

目標1：所定外労働削減のため、毎週ノー残業デーを設定する。

<対策>

- 令和 5年 11月～ 制度内容の検討
- 令和 5年 12月～ 実施計画の作成、社員への周知
- 令和 6年 1月～ 制度の実施

目標2：子供が労働者である親の働いている姿を見て、学ぶことができるよう、子供参観日を実施する。

<対策>

- 令和 5年 11月～ 社内検討会での検討の開始
- 令和 5年 12月～ 社員への周知
- 令和 6年 4月～ 参観日の実施、次回に向けての検討